

穴粟市手話サポーター等登録制度

【設置目的】

聞こえや手話への理解を深め、手話の魅力を発信することができる市民や事業所を「手話教室修了者」、「手話フレンズ」、「手話サポーター」及び「手話啓発協力事業所」として認定することで、市民の支え合いの輪を広げる。

種類	対象者	役割	登録認定
手話教室修了者	<p>市内に在住、在勤、在学する者で、市が開催する2時間程度の手話教室で手話を学んだ人</p> <p>【対象の手話教室】 はじめての手話教室、市職員・民生委員研修、学校園所・事業所などグループ対象の手話教室</p> <p>※手話教室には、ろう者の講師と聞こえる講師を派遣する。</p>	<p>○手話が言語の一つであると理解する。</p> <p>○手話で自分の名前やあいさつを表現できるようにする。</p> <p>○聴覚障害の理解・聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションについて学習する。</p>	<p>修了証（A5サイズ）</p> <p>シール（30mmラベル）※希望者に配布</p>
手話フレンズ	<p>市が開催する手話奉仕員養成講座（入門・基礎編）修了者</p>	<p>○手話に関するイベント情報をPRする。</p> <p>○イベントへの参加を呼びかける。</p> <p>○積極的にろう者とコミュニケーションを図り、関わりを持つ。</p>	<p>登録認定の申請</p> <p>登録認定カード</p> <p>バッジ（クリップピン38mm）</p>
手話サポーター	<p>ろう者と交流しながら手話の勉強を続けている人（手話サークル会員）</p>	<p>○ろう者とともに活動を行う。</p> <p>○聞こえや手話への理解を広める。</p>	<p>登録認定の申請</p> <p>登録認定カード</p> <p>バッジ（クリップピン38mm）</p>
手話啓発協力事業所	<p>市が開催する手話教室を受講した市内の事業所</p> <p>※有効期限は3年。更新制とする。</p>	<p>○事業所で手話を学ぶ機会を設ける。</p> <p>○来客者に対して、手話を使いやすい環境整備に配慮する。</p>	<p>登録認定の申請</p> <p>登録認定証</p> <p>ステッカー（A5サイズ）</p>